

提 言 書

令和3年3月30日

総務企画委員会

提 言

1 はじめに

総務企画委員会では、中山間地域における過疎対策の一環として「今後、いかなる方針、政策をもって移住促進を推し進めていくべきか」をテーマに掲げ、令和元年11月15日の議会報告会(会場:飯高地域振興局)第2部での市民との意見交換会において「移住」についていただいた意見を市政に反映させるため、令和2年2月7日に「移住促進」をテーマとして立ち上げた政策討論会での議論を行った。また、松阪市地域おこし協力隊、一般社団法人移住・交流推進機構(JOIN)職員、和歌山県田辺市移住定住推進担当職員との意見交換を経て、この度、当該委員会からの提言としてまとめるに至った。

松阪市は新たな政策に向け、本提言を検証対象の一つと位置づけ、より効果的、実践的な事業の実現を図るよう、当該委員会としてここに提言する。

2 提言

松阪市総合計画に掲げられた、交流人口の増加と関係人口の創出、移住者の増加による集落の維持・地域コミュニティの活性化を実現していくため、当委員会として、次の事項を市に提言する。先の中間報告でも提起した「発信」、「相談」、「移住」、「定住」、「満足」に結びつける政策が実現できるよう、「進化」を求めるものである。

具体的課題と提言

(1) 「松阪市移住定住基本方針(仮)」の策定

移住・定住に係る各種施策は、約5年間の経過とともに着実に実績を積み上げていくところであるが、総合計画の確実な実施にあたって、基本方針となるべきものの確立が急務と考える。

(2) 情報発信の強化

(ア) 「まつさか移住交流センター」の発信

センターの設置後、各地域振興局の取り組みを一本化し、合理的な体制が整ったが、ますますの機能充実と推進が求められるところであり、市内外への発信を拡充する必要がある。

(イ) 地域の特性、歴史、文化の発信

議会報告会等で聴取した移住者からの意見は、松阪市の自然環境、地域の結びつきや伝統文化等が市の強みであるとの声が少なくない。他方、豊かな自然環境や

地域コミュニティは全国各所に存在することから、松阪市のもつ歴史性や文化性を強調するとともに、県内外各地と比較してより強みとなるコンテンツの発信を拡充していくことが急務である。

(ウ) 対象者の戦略的な絞り込み

家庭を持つ世帯が移住を決断するには、強い信念と相当な覚悟が求められる場合が多い。したがって、今後より多くの移住を促していくために、未だ家庭を持たない単身者の移住を想定した事業を展開していくことに軸足を移すことも、早急に視野に入れるべきである。

(エ) 移住定住施策の発信

- ① 「市ホームページにおける移住・定住のページや香肌峡.com のさらなる強化」
市のサイト全般に言えることだが、より一層「見たくなる」サイトへの変革とビジュアル化が急務である。文字ばかりのサイト構成は他市と比較しても時代錯誤の感が否めない。
- ② 「一般社団法人移住・交流推進機構(JOIN)等への積極的な参加と案内サイトの強化」
移住を検討する方々が利用する他機関のWEBサイトへの情報発信があまりにも簡素であり、機会逸失となっている状況の改善が急務である。
- ③ 「都市部での積極的な相談会の実施とICTの活用」
首都圏・関西圏・中京圏での定期的な相談会の開催を実施するとともに、昨今の新たな生活様式も踏まえたWEB方式での相談会や面談等も拡充していく必要がある。

(3) 地域おこし協力隊の拡充

現在の2名の隊員の活動に対する評価や成果は高く、今後も移住・定住施策を推進していくための中心的存在となることから、増員も含め、拠点や活動に伴う補償や支援等を拡充すべきである。また協力隊員としての活動終了後も、市に定住して地域の核となってもらえるようなフォローアップ体制の確立と連携が必要である。

(4) 移住支援策の充実・拡充

移住者の増加は地域コミュニティの維持・活性化にとどまらず、ひいては基準財政需要額の増加や将来的な税収増につながることから、積極的な支援策の拡充が求められる。

- ① 移住支援補助金の拡充
- ② 空き家バンク事業の拡充、地域拡大
- ③ 空き家改修における補助金の拡充
- ④ お試し住宅の充実と利用期間の延長
- ⑤ 移住者による地域の事業継承における支援拡充
- ⑥ 移住者の起業における支援拡充
- ⑦ 林業支援センターと移住交流センターの協働による、林材業の6次産業化支援

(5) ニューノーマル時代(新しい生活様式)への対応

新型コロナウイルスの感染拡大に備えて、昨今の在宅勤務やテレワーク、及びワーケーションといった新たな働き方や暮らし方に対応するべく、インターネット環境の拡充を支援していくことが求められる。公共施設の有効活用、空き家改修におけるICT整備や都市部の企業への働きかけなど、「松阪でテレワーク」、「松阪でワーケーション」を発信、推進していくことが急務である。

3 今後に向けて

移住促進政策は元来、多岐にわたるものであるが、実施される各事業は定められた方針に則ったものでなければならない。同時に、それぞれの事業が互いに呼応し合いながら展開されることも要求される。本提言は、方針を定め、新たに対象者を確立し、拡充すべき支援策を絞り込んだ上で、それらを的確かつ有意義な情報として発信すべきことを示すものである。

ここで改めて留意すべきは、移住者を受け入れる側に立った視点である。つまり地域住民に対する生活支援も併せて拡充すべきことを忘れてはならない。地域の生活基盤の更なる拡充なしに移住促進の進展はないと考えるからである。

言うまでもなく行政により行われる事業を起因として人の移住を促すことは一朝一夕で成せるものではない。継続的な取り組みが求められる。そのためにも短期的な事業と中長期的な事業を相互に融合させながら、一貫した政策を推し進める必要がある。

過疎対策の一環として位置付けられる移住促進政策がやがては実を結び、地域の発展に寄与することを強く望み、提言とする。

令和 3年 3月 30日

総務企画委員会

委員長 植松 泰之